

愛知県教育委員会 教育長様 2020年3月9日

議題ト

行政を考える住民の会
事務局 宮崎邦彦

県立高校課題の各団体等への補助金等
(予定支払金も含む)について、

支出基準、根拠などを明確にすることを
求める請願

請願の趣旨

- これまで、県教育委員会には、「予定支払金」、
→つづく、具体的にどのようは基準根拠に
つづく、多文化化するニシを求める上に、
明
- 支出される予定支払金が基準・根拠の
前に述べられていないが、確認できなかったから
である。
- 2020年2月19日付で「開示請求」をしたが、
教育委員会は、3月4日付で、「基準・根拠の
わかるものは公表しない」との不認可決定
通知書を送りつけました。
(資料1)



4. 現在では、市民支援金という名前での補助金等について、用途につけて検証ができないところ。何に使われても、検証ができるといふことである。

議題事項

1. 補助金等を受ける団体等についての基準等を明文化すること。
2. 補助金等を出す場合の注意留意事項を明文化すること。
3. 補助金等を請求する場合の手順申請書類様式は明らかに三種めでおくこと。
4. 補助金等請求する団体等の基準条件は三種めでおくこと。(明文化七万円以下)
5. 補助金等に対する許可等の結果につけてわかるところに三種めでおくこと。
6. 補助金を受けた場合の会計報告等の基準等を明確にしておくこと。
7. 補助金を受けた後、県に対する提出せし書類等の様式を三種めでおくこと。

資料1. 行政文書下部)示決定通知書

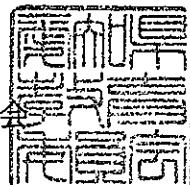
行政文書不開示決定通知書

31教総第856号
令和2年3月4日

行政を考える住民の会

事務局 宮崎 邦彦 様

愛知県教育委員会



令和2年2月19日付けで開示請求のありました行政文書については、次のとおり開示しないこととしましたので、愛知県情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	県の各団体等（県立高校関係）への、補助金等（「所定支払金」も含む）支出する場合についてわかるもの、 1 補助金等を受ける団体等の基準等、決まり、基準について、条例、規則等についてわかるもの。 2 補助金等を出す場合の（支出にあたっての）注意、留意事項。 3 団体等から、請求にあたっての手順、申請書類についてわかるもの 4 請求できる団体等の基準、条件についてわかるもの 5 県が、申請を認めるにあたっての（却下）、手順のわかるもの、許可等のわかるもの。 6 補助金を受けるにあたっての、団体等の、会計報告等の基準等わかるもの 7 補助金を受けた後の、団体等の県に対する提出書類等についてわかるもの。
開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	愛知県情報公開条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当 開示請求に係る行政文書を作成又は取得していないため。
担当課等	管理部総務課行政グループ 電話 052-954-6759 (ダイヤルイン)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、愛知県教育委員会に対して審査請求することができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。
- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県教育委員会となります。）。